

平成27年2月企業団議会議定例会会議録

会 期 2月19日（木曜日）午後2時00分～午後2時50分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（10名）

1番	佐藤 一好	2番	梅津 政則
3番	小松 良行	4番	佐久間 行夫
5番	真田 広志	6番	中田 涼介
7番	安藤 喜昭	8番	高橋 一由
9番	半澤 高	10番	八島 博正

欠席議員（1名）

11番 黒沢 敏雄

地方自治法第121条による出席者

企 業 長	小 林 香	理 二 本 市 長 代 理 副 市 長	後 藤 宏 迪
理 事 伊達市長代理 上下水道部長	宮 島 康 夫	理 桑 折 町 長	高 橋 宣 博
理 事 国見町代理 代理副町長	佐 藤 弘 利	理 川 俣 町 長 代 理 副 町 長	伊 藤 智 樹
事 務 局 長	渡 辺 勉	次 長 兼 総 務 課 長	涌 澤 良 明
施設管理課長	佐 藤 秋 男		

事務局出席者

総 務 課 課長補佐兼 総務係長	渡 邊 明 範	施 設 管 理 課 課長補佐兼 施設第二係長	丹 治 朝 輝
総 務 課 企 画 係 長	菅 野 幸 夫	施 設 管 理 課 施設第一係長	黒 澤 英 夫
施 設 管 理 課 水質管理係長	渡 辺 裕 志	総 務 課 主 査	大 波 浩 之
総 務 課 主 査	茂 木 強	総 務 課 主 査	押 見 新 一

1. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
 - (2) 会期の決定
 - (3) 議案第1号ないし第2号の提出
 - (4) 提案理由の説明
 - (5) 一般質問
 - (6) 討論、採決
-

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第1号 平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (3) 議案第2号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

午後 2 時00分 開 会

議長（佐藤一好）定足数に達しておりますので、これより 2 月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、会議録署名議員の指名をいたします。

6 番、中田涼介議員、10番、八島博正議員を指名いたします。

この際、ご報告いたします。11番、黒沢敏雄議員より、所要のため本日 1 日間欠席届がありました。

会期の決定をいたします。

会期は、本日 2 月19日の 1 日間とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤一好）ご異議ございませんので、会期は 2 月19日の 1 日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることといたします。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案はお手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議案第 1 号ないし第 2 号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（佐藤一好）企業長。

【企業長（小林 香）登壇】

企業長（小林 香）本日、ここに 2 月企業団議会定例会の開会に当たり、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算等の議案 2 件でございますが、これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況等についてご報告したいと存じます。

初めに、水管橋耐震化補強事業について申し上げます。さきの 8 月企業団議会定例会におきまして、平成26年度から平成27年度までの 2 カ年の継続費設定について議決賜りました伏黒水管橋耐震化補強事業でございますが、9 月に契約に至りまして、順調に工事が進捗しております。残されております水管橋につきましても、平成27年度での完了を目指し、耐震化を図ってまいります。

次に、要望活動について申し上げます。企業団財政において負担となっております企業債利息及びダム関連経費の負担軽減を図るため、昨年11月と12月に企業債繰上償還の特例措置及びダム関連経費に対する財政支援について、国及び福島県に対して要望活動を行ったところでございます。今後も要望内容実現のため、継続的に働きかけを行ってまいります。

次に、今回提出いたしました議案について申し上げます。

議案第1号 平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算は、原子力損害賠償金の請求及び職員の給与改定等により予算を増額するとともに、事業見送りにより予算を減額するほか、債務負担行為を追加するものでございます。

議案第2号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算は、業務の予定量を年間総給水量4,053万3,140立方メートルと見込んだほか、入札不調により見送りとなりました、緊急備蓄資材を保管する倉庫の新築や水管橋耐震化補強事業等の予算を計上したところでございます。

以上が提出議案の概要でございますが、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（佐藤一好）事務局長。

【事務局長（渡辺 勉）登壇】

事務局長（渡辺 勉） それでは、お手元の議案書等に従いましてご説明申し上げます。

まず、議案書目次をお開き願います。議案は第1号から第2号の2議案となっております。議案第1号が平成26年度補正予算、議案第2号が平成27年度予算でございます。

各議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。まず初めに、議案第1号 平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算は、第1条から第5条までとなっております。

まず、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入におきまして1,340万1,000円を増額いたし、支出におきまして695万4,000円を増額いたすものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出でございますが、2ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入におきまして564万8,000円を減額いたし、支出におきまして8,039万1,000円を減額いたすものでございます。これによりまして、1ページに示しましたとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が19億1,285万円となることに伴いまして、過年度分損益勘定留保資金で補てんする額を19億976万円に補正するものでございます。

それでは、再度2ページをお開き願います。第4条、債務負担行為でございますが、すりかみ浄水場ほか監視制御設備点検業務委託及びすりかみ浄水場ほか自家用電気工作物保安管理業務委託を、記載のとおり債務負担行為として実施するため、予算に追加いたすものでございます。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、予算第6条に定めた経費の金額のうち、給与費の金額を補正するものでございます。

以上が議案第1号の内容でございますが、詳細は別冊の平成26年度補正予算説明書によりご説明

申し上げます。

平成26年度補正予算説明書の2ページをお開き願います。補正予算の内容は、収益的収支の収入におきまして原子力損害賠償金の請求により営業外収益1,340万1,000円を増額いたしますとともに、支出におきまして給与改定等により営業費用134万4,000円を増額いたし、営業外費用561万円を増額いたすものでございます。また、事業見送りにより、資本的収支の収入におきまして負担金564万8,000円を減額いたしますとともに、支出におきまして建設改良費8,039万1,000円を減額いたすものでございます。

なお、債務負担行為の追加は、すりかみ浄水場ほか監視制御設備点検業務委託等を平成27年度の当初から業務を開始する必要があり、本年度中に契約行為を行うため補正し、予算に追加いたすものでございます。

3ページは補正予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道用水供給事業収益、第2項の営業外収益におきまして、東京電力への原子力損害賠償金請求に伴いまして、雑収益1,340万1,000円を増額いたすものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。支出でございますが、第1款水道用水供給事業費用、第1項の営業費用におきまして、入札不調などが続いたための事業見送りによる減額と、職員派遣元の給与改定による増額により、原水及び浄水費、送水費、総係費合わせまして134万4,000円を増額いたしまして、第2項の営業外費用におきまして、事業費縮小により仮払い消費税が減となったことに伴いまして、消費税561万円を増額いたすものでございます。

5ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入、第1項の負担金におきまして、事業見送りに伴いまして、工事負担金564万8,000円を減額いたすものでございます。

6ページをお開き願います。支出でございますが、第1款資本的支出、第1項の建設改良費におきまして、事業見送りに伴いまして、8,039万1,000円を減額いたすものでございます。

続きまして、7ページの補正予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、補正後の資金期末残高は、一番下に示しましたとおり、76億735万4,000円となる見込みでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。8ページから9ページは給与費明細書でございますが、職員給与費増額の内訳を示したものでございます。詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。10ページは債務負担行為に関する調書でございますが、さきにご説明申し上げましたとおりでございます。

続きまして、11ページから15ページは補正予算説明でございますが、これは収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正額につきまして節ごとに説明したものでございます。詳細は記載のとおりでございます。

ここで議案書に一旦お戻りいただきまして、4ページをお開き願います。議案書の4ページでございます。議案第2号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につき

ましてご説明申し上げます。

予算は第1条から第7条まででございます。平成27年度予算は、第2条、業務の予定量にありますとおり、年間総給水量を4,053万3,140立方メートルと予定しているところでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございますが、収入におきましては、第1款水道用水供給事業収益49億5,435万6,000円を、支出におきましては、第1款水道用水供給事業費用48億5,836万円を予定しているところでございます。

続きまして、5ページの第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入におきましては、第1款資本的収入3,233万4,000円を、支出におきましては、第1款資本的支出21億7,371万1,000円を予定しているところでございます。これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21億4,137万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金21億3,142万3,000円並びに過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額995万4,000円で補てんするものでございます。

続きまして、第5条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、流用できる範囲を営業費用と営業外費用との間と定めたものでございます。これは、目間流用で対処できない場合、項間流用で対応するためのものでございまして、消費税確定により予算超過した場合等が想定されます。

次に、6ページをお開き願います。第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、給与費及び交際費でございます。詳細はそれぞれ記載のとおりでございます。

第7条、たな卸資産購入限度額でございますが、これは緊急修繕用資材を貯蔵品として購入するため、購入限度額を689万1,000円と定めたものでございます。

以上が議案第2号の内容でございますが、詳細は別冊平成27年度予算説明書によりご説明申し上げます。

予算説明書の3ページをお開き願います。Ⅰの重要な会計方針に係る事項に関する注記でございますが、ここでは固定資産の減価償却方法など、1つの会計事実に複数の会計処理の方法が認められているものにつきまして、当企業団が採用した会計処理の方法を明らかにしているものでございます。

1に示しましたとおり、固定資産の減価償却の方法は、有形固定資産、無形固定資産ともに定額法でございます。

2に示しましたとおり、引当金の計上方法は、賞与引当金、法定福利費引当金ともに、28年度支給、支出見込み額のうち27年度の負担に属する額を計上してございます。

3に示しましたとおり、消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式でございます。

Ⅱの予定貸借対照表等に関する注記でございますが、ここでは1、引当金の取崩しといたしまして、賞与及び法定福利費につきまして27年度の支出額が明らかになるように、引当金の取り崩し額を明記しているものでございます。額につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをお開きください。4ページから7ページは、予算実施計画でございます。要点をご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道用水供給事業収益といたしまして、49億5,435万6,000円を予定しているところでございます。

その内訳は、第1項営業収益と第2項営業外収益でございます。第1項営業収益は、給水料金及び水質検査手数料でございます。

第2項営業外収益は、預金利息、県補助金、長期前受金戻入等でございます。県補助金は、すりかみ浄水場放射線除染業務に対する福島県からの交付金を見込んだものでございます。長期前受金戻入は、国庫補助金等で取得しました固定資産の27年度の減価償却費相当分を収益化するものでございます。

5ページは支出でございますが、第1款水道用水供給事業費用としまして48億5,836万円を予定しているところでございます。その内訳は、第1項営業費用から第3項予備費まででございます。第1項営業費用は、第1目議会費から第7目資産減耗費まででございます。

第2項営業外費用は、支払利息及び消費税でございます。

その他、詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入としまして3,233万4,000円を予定しているところでございます。その内訳は、工事負担金でございます。水管橋耐震化補強工事に伴う福島市水道局からの負担金収入及び相馬福島道路建設に伴う送水管移設工事の実施設計業務委託に伴う国土交通省、福島河川国道事務所からの負担金収入でございます。

続きまして、7ページの支出でございますが、第1款資本的支出といたしまして21億7,371万1,000円を予定しているところでございますが、送水管の移設、水管橋の耐震化補強、緊急備蓄資材倉庫新築、水質検査機器の更新等に係る事業費並びに企業債償還金等の支出でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、資金繰りの状況等を明らかにするため、業務活動、投資活動、財務活動に区分いたしまして、それぞれの現金の動きを作成してございます。予定キャッシュ・フローによる資金期末残高は、一番下に示しましたとおり、73億3,795万3,000円と見込んだものでございます。

なお、詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、9ページから13ページまででございますが、給与費明細書でございます。9ページの1、総括の比較欄でございますが、中ほど給与費の手当が前年度比較で大きく減となっております。これは、欄外（注）に記載しましたとおり、26年度につきましては会計制度移行に伴う特別損失が含まれているためでございます。

その他、詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、14ページをお開き願います。14ページ及び15ページは、平成26年度末の予定損益計算書でございます。これは、年度末に予想される企業団の1年間の経営成績をあらわしたものでございます。平成26年度の損益状況は、15ページの下から4段目、税抜き1,863万2,000円の純利益を見込み、その結果、一番下でございますが、26年度末の当年度未処理欠損金は14億3,897万4,000円と見込んだものでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。16ページ及び17ページは26年度末の予定貸借対照表でございますが、年度末の企業団の財政状況を見込んだものでございます。平成26年度末における資産合計及び負債資本合計は、1,123億608万5,000円となるものでございます。

続きまして、18ページをお開き願います。18ページ及び19ページは、平成27年度末の予定貸借対照表でございます。平成27年度予算に基づく経営活動により想定される財政状況をあらわしたものでございます。平成27年度末における資産合計及び負債資本合計は、1,094億5,719万4,000円となるものでございます。

続きまして、20ページをお開き願います。20ページから29ページまでの予算説明は、予算の収入及び支出を節別にあらわしたほか、前年度当初予算と対比した表でございます。

詳細は記載のとおりでございます。

議案の説明は以上でございます。

議長（佐藤一好） それでは、日程に従い、これより一般質問に入ります。

通告者は、8番、高橋一由議員です。

それでは、発言を許します。

8番、高橋一由議員。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（佐藤一好） 8番。

8番（高橋一由） どうも皆さん、こんにちは。大変寒い中でお仕事をされていまして、まことにありがとうございます。今日も定例会ということで二、三お尋ねをさせていただきますので、限られた時間ではありますが、利用者にとって有意義な時間になりますようお願い申し上げまして、始めさせていただきます。

前回同様の質問をもう一度繰り返させていただきたいということで、失礼かもしれませんが、ご理解をいただきたいと思います。前回も企業長さんのほうに、企業団と我々伊達市議会及び議員の方々との間でいろいろと議論を重ねてきました各種課題についてのポイントをお話をさせていただいて、ご答弁をいただきたいということでありましたが、就任間もないということで事務局長さんの答弁に終始いたしました。順序立ててお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、毎回というか、ここまで来るまでも十数年の経過を経ているわけですが、昭和63年6月1日にこの事業が展開されて本格給水が始まったときには、総括原価主義をもって統一料金で供給しようとい

う協定が交わされているということを理解しております、現況の二部料金制、そしてその給水単価に差があるものについては協定書について反していませんかということで、ご理解の上、そこに向かって3カ年ごとにスライドして決めています計画の中で反映をしていただきたいということをずっと言い続けてまいりまして、おかげさまをもちまして事務レベルで若干ずつ協議が開始されてきたということでもあります。

前回も事務局長のほうから会議が行われたという話を承っておりますが、企業長におかれましては、この部分についてどの程度まで事務局長のほうからご説明があつて、どの程度までご理解をいただけたものかということで、本定例会の中でご確認をさせていただくようなことをお願いをしたいというふうに思います。

企業長（小林 香） 議長、企業長。

議長（佐藤一好） 企業長。

企業長（小林 香） ただいまの質問でございますけれども、福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定第5条に規定されております地域格差のない統一料金の考え方についてでございますけれども、昨年8月の企業団議会定例会でも答弁申し上げましたけれども、用水供給事業として水源をダムに求めまして、圏域の広範囲に給水を行っている当企業団の場合、構成団体の求めに応じて設備投資を行ってきております。これら個別の投資的経費に基づきます給水単価とするのではなくて、方部系や給水地点の別にかかわらず、総括原価を基本とした統一料金とすることを意味するというふうに考えております。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（佐藤一好） 8番。

8番（高橋一由） その総括原価をもって料金とするというところに若干の理解する部分で差があるのだというふうに、そこに乖離があるのだということでそのたびにお話をさせていただいている。今ご生存されている町長さんお一人いらっしゃるのですが、確認してみますと、やはり、前にもお話ししましたが、この事業が開始されるときに厚生労働省と当時の建設省の2通りの指導があつて、厚生労働省では20万トンでいいのではないか、それから建設省、今の国土交通省では30万トンなら支援するよという話があつて、県が間に入って、間をとれと。25万トンという折り合いになった。それでは余りちょうど過ぎるということで、24万9,000トンが今我々が事業として抱えている送水可能な水量である、1日、日産水量ということで確定したと聞いています。

そこに向かって広域的に福島市さんがリードされて、それぞれの計画を持ち寄って、何とかそこに近づけようということでお互いにやつたと。ですから、各町によっては無理をした人口増加計画をつくったり、それを裏づけるような資料が必要だった。それから、そのことも抛出しようということで大変な努力をして、それに応えてこの事業が発足できて、今日を迎えていると。

そんな中であつて、もしそれがやっぱり可能でないということもわかつてやつたかもしれない。かもで

すよ。そういう努力の背景があって、では始まるときにはやっぱり同じ料金で供給するようにしようというのがその当時の町長さん方の意思だったというふうにご生存されている方も確認をしているということから、やはり統一された料金で供給されていくことに努力をしていただきたいというふうに今でも思っています。

そんなことも含めて、先の企業長には若干ご理解をいただきながら、事務レベルでの協議を開始されたというふうに、だから我々は思っているのです。それから、ダム納付金の過誤があって、過剰な支払いであったときの返還があったときの3億何がしのお金をどうするといったときに、留保資金に回してはまずいということで、さきの企業長におかれましては、では還元しようということで英断をされまして、料金に還元した。その際に、今から5年前でしょうか、福島市の市民の皆さんの水道料金も下げたという政治判断をされたというふうに記憶しております。

したがって、今まで我々が積み重ねてきた議論が後退しないように、前向きに新しい小林企業長さんにもご理解をいただきながら、事務レベルでの進めを前向きにお願いをして、私も40万都市構想に大賛成でありまして、そういう意味では同じ水がめから同じ料金でやっぱり提供していくというリーダーシップも私は一議員としては期待するところでもありますので、その辺もお含みおきいただきながら、この統一料金問題につきましてはご検討いただいて、ご実現いただければということをお願いして、次の質問に入らせていただきたいと思います。今の件につきましてちょっとコメントいただければありがたいと。

企業長（小林 香） 議長、企業長。

議長（佐藤一好） 企業長。

企業長（小林 香） ただいま議員から過去の経緯等についてのお話もございました。それで、実は企業長としても確かにそういうようなお話を聞くことがございましたので、実際はどうなのかということで事務局に過去の経緯等を調べてもらいました。

現在存在する資料等随分ひっくり返して調べてもらったわけなのですが、議員が今お話しになったこととは違う実態も見えてきております。厚生労働省のほうから、当時の厚生省のほうから、20万トンという数字ならというお話は、ほぼそのとおりではないかなと思います。

一方で、建設省のほうから30万トンで云々というところについては、私もそういうようなことが確認されるのであれば、なおさらこれは国のほうに要望、どうかしなくてはいけないなと思って、その材料もあればと思って探したところなのですけれども、実態は少し違うようでございます。むしろ事務局のこれまでの調査によりますれば、地元自治体のほうから大きな水量のダム建設を要望していたというようなことが浮かび上がってきております。確かに、詳細は後ほど事務局長のほうからご説明させますけれども、国のほうから30万トンでやりなさいというような指導があったのでは、どうもなさそうでございます。やはり地元の要望があったがために、厚生省の言う20万トンから5万トン近く上回る規模のダムになっていったと

というのがどうも実態のようでございます。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（佐藤一好） 8番。

8番（高橋一由） 私こんなこと言っでは大変失礼な話になるかもしれませんが、昭和60年から議会議員をしておりまして、るる、その当時の職員であるとか、さまざまな情報を得ておりますので、今ここからさかのぼって聞いても、それは難しいかもしれません。私は当時からの積み重ねの中で情報をいただいて、当時議長になるとここに來れた。議長さんがここに來るとというのが基本でしたので、その当時また再確認しながら、県のまだお残りの方々からもいろいろと話あったときに、そういう話があったので、そういうことだったのかということで、まだ生存されていた町長さんがおられたので、その辺の情報を収集した中での私の一議員としての発言でありますので、間違いがあったならばお許しをいただきたいと思います。いずれにしても、やはり納得のいくような料金体系で給水していただくほうがよりいいのかなということも含めまして、私の話なんかも一つの話として受けとめていただいて、ただ、今まで、前の企業長さんもそこには少し乗ってくれた部分もあったというふうに理解していますので、でないと事務レベルでの協議というのは始まるはずもございませんので、そこはやっぱり何らかの判断はあったのだろうというふうに理解していただければありがたいと思いますので、何分その辺も理解していただきながらお進めいただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、統一料金問題につきましても出してありますが、協定書と統一料金の問題はどうしても一緒になってしまうので、これで2つ終わらせていただいたことにさせていただきます。

それから、事務レベルにつきましては、その後どうしましたというのは、そんなに大きく変化はしていないと思いますので、ここも割愛させていただきます、次に入らせていただきます。

次には、留保資金と料金の低廉化ということで毎回発言させていただいております、今期定例会に示されました補正予算並びに新年度予算のそういうケースの中からも、26年度では留保資金がキャッシュフローで76億円になるという説明も今あったばかりでありますので、当時21年からの資料を見てみましても、66億円だったものが、およそ67億円、70億円、72億円、73億円と、だんだん、だんだん増えていまして、またさかのぼって話しさせていただいて恐縮ですが、当時我々に示していただきました計画書では42億円という水道協会の指導もあって、そのときの話だと、年間売り上げに匹敵する程度の留保資金が適切であろうという指導に基づいて作成されています。したがって、それを越した段階から、ため過ぎではありませんか、市民の皆さんに還元される計画ではどうでしょうかということを言い続けて、これまた10年を越している。10年にはならないか、これね。そういう意味では、やはりもう少し還元していく考え方で、この27年度中につくられる28年度からの3カ年計画の中に何らかの反映をお願いしたいものだというふうに思っています。

先ほども冒頭で企業長のほうから、通常の活動の中で企業債償還の特例措置で要望もしているとい

うことでありますが、金利の高いものについては妥当性のあるものに変えていただくことにやぶさかではありませんが、それも急ぎ過ぎますと単年度収支増額になって、逼迫して、また収益が下がってしまったように見える手続論で、料金を下げることにシフトできないというのは極めて危険な可能性もありますので、もし企業債償還の計画等があれば議会にも示していただきたいというふうに思っております。

ここは、水事業は脈々と続きますので、今水を利用している人たちだけが高負担するというのも不平等であるということからすると、やはり長期の中で償還していく。これは、金利は当然高いものは妥当性のあるものにしていくということは当然だと思いますが、そこはやはり計画的に無理のないところで、後進にもやはり負担をしていただく流れで十分賄っていく方向で、できるだけ今の人たちにも、創設にかけた費用を、さらに高い費用で今の年度の人たちが負担するという考え方は、さきにも言いましたけれども、負担あり過ぎです。ですから、基本的にはやっぱり細く長く、この事業が低廉で安全、安心に供給できるようなやはりケースで運営していくというのはすごく大切なことだろうと思っておりますので、このあたりについても考え方を伺っておきたいなと思います。

企業長（小林 香） 議長、企業長。

議長（佐藤一好） 企業長。

企業長（小林 香） ただいまのご質問でございますけれども、企業長としましても給水のこの価格を何とか少しでも下げられないかというふうには考えております。そして、この留保資金のあり方についても、私もどうあるべきなのかということは事務局とも随分議論はしております。そして、今議員の発言の中にもありましたけれども、やはり先をしっかりと見据えた料金にせざるを得ないというところがございまして、いつとき下げるためにある時点で急に負担が増えるような、そういったことというのは私としても余り好ましくないというふうに思っているところでございます。そして、事務局に対しましては、今後の料金体系をつくる中で、この留保資金の額がどのぐらいが適切なのかということは今しっかりと議論しているところでございます。私も過度な留保資金を持つのがいいとは思っておりません。ただ、この給水施設が布設から年数もたってきておりまして、老朽化しているというのも、これ事実のようですね。ですから、この現状を踏まえて、これから10年先、20年先、あるいは30年先も見据えての料金体系にしないといけないのかなと思っているところです。議員ご指摘の点もしっかりと踏まえて、この留保資金どうするか検討していきたいと思っております。

詳細は事務局長のほうから説明させます。

事務局長（渡辺 勉） 議長、事務局長。

議長（佐藤一好） 事務局長。

事務局長（渡辺 勉） ただいまの内部留保資金の件につきましては、企業長から申し上げたとおりでございますが、将来の施設更新、それから企業債償還の充当財源となる重要な財源というふうに考えてございます。今後施設更新につきまして大きな負担も予想されますが、なだらかな更新となりますように

延命化を図りながら、28年度からの財政計画策定において構成市町の急激な負担増を招くことのないように、健全経営を基本としながら、経費節減に意を用いながら、給水料金のあり方を含めて内部留保資金につきましても十分検討してまいる考えでございます。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（佐藤一好） 8番。

8番（高橋一由） ありがとうございます。日々真剣に、どうあるべきかという議論がなされているというご答弁をいただきまして、安心いたしました。引き続きご検討、またお願いしたいと思います。

私のほうからいつもちょっと思っていることをコメントさせていただきまして、お願いしたいと思いますのは、料金が、例えばこの給水料金が下がっても、勢い各市町で料金を下げたりするところは、そうはないのではないかとされます。したがって、企業団と各市町との間での数字の上下はあったとしても、利用者に対する上下が、上がったたり下がったりしよっちゅうしているということは、起きないことはどの市町も検討はすると思います。したがって、市町という意味での長いつき合いの中では、やはり留保資金だけをためるのではなくて、下部で頑張っている市町に対しても留保を与えるような配慮もいただきたいということと、それから料金の上下につきましては、その辺の常識的な範囲で、市民に対してしよっちゅう上げたり下げたりすることはできませんので、そこはやっぱり常識的なというようなことで可能なだろうと。総体的にみんなで下げていくということが大事だろうと思います。福島市さんを批判したり、伊達市を批判するつもりはありませんが、全国レベルではトップレベルの水道料金ですので、構成市町の中には二本松市さんのように全国的にも非常に低いというすばらしい水を供給している自治体もありますので、模範的なところもございます。しかも、加入料金さえ取らないで、どんどん、やっぱり新設したときには取りつけやすいような制度も持っておられて、非常に小さくてもぴかっと光っている自治体経営をされているなというふうに私は非常に興味を持っている自治体の一つで、我が構成している中にもそういう自治体もあるということをご参考にししながら、やはり今後運営されていくべきものだというふうに思っています。

さらには、長期的な不安もお話はありましたけれども、企業債につきましては創設当時のものは23年から25年のピークに下がっていくということは皆さんの資料でもご理解いただけるというふうに思っていますので、その辺を忖度しながら、長期計画の中で企ていただければ大変ありがたいということで、28年度からの3カ年計画における計画の中でぜひいい意味での反映を期待していきたいというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、毎回毎回耳の痛い話を事務局長さん初め職員の皆さんは感じられるかもしれませんが、あと2年後に迫っています総合評価方式によってこの業務委託の業務がまた、3カ年計画ですので、また起きるのかなというふうに思っておりますが、何度も申し上げますとおり、非常に残念だったのは、金額の札は3億8,000万円で、5億1,000万円で札入れした会社のほうが総合評価の点数が高くて、評価

点数が高くて落札になったということは、我々少しでも経費の削減という意味での期待をしている住民サイド側の発言を退けたものとしては非常に残念な結果だったということで、この辺について私が大枠でつかんでおりますのは、何度も言っていますけれども、水道管理業の業務の主任の経験年数が片方は1年、片方は5年という違いだった。それから、水質管理業務従事者の会社における予備人員体制が3人と、片方はゼロだったということで、3億8,000万円と5億1,000万円の差で5億1,000万円が勝ったということは、なかなか全体的にすぐに理解できる中身ではないなということで、今後はやはりそういったところの考え方につきましても無駄のない経費削減に向かった総合評価方式によって経営がなされていくことを期待したいというふうに思っているのですが、最後にそのことにつきまして考え方を聞きまして質問を終わりたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

事務局長（渡辺 勉） 議長、事務局長。

議長（佐藤一好） 事務局長。

事務局長（渡辺 勉） 平成25年度からのすりかみ浄水場ほか運転管理等業務委託につきましては、前回の平成22年度契約時と同様の総合評価方式制限付一般競争入札により契約したものでございます。この入札方式は、企業団の求める業務水準やこれらの技術力等について広く公表し、入札希望者を募集するものであり、民間企業におけます高い技術力とすぐれた従事予定者の配置や業務執行体制等について学識経験者を含めた評価委員会で定める落札者決定基準により、価格面もあわせて公正、公平に評価することで契約相手方を選定したものでございます。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（佐藤一好） 8番。

8番（高橋一由） 終わりにしますけれども、何度聞いても、私は個人、一議員としては納得のいく、できるような総合評価ではなかったということを申し上げて、次に期待したいということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤一好） 以上で高橋一由議員の質問を終わります。

これをもって、本定例会の一般質問は終了いたしました。

これより討論に移ります。

討論の通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 48 分 休 憩

午後 2 時 49 分 再 開

議長（佐藤一好） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（佐藤一好） 起立多数。

よって、議案第1号につきましては原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（佐藤一好） 起立多数。

よって、議案第2号につきましては原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員